

(令和7年1月7日施行分)

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 の施行について（通知）

環第73号

令和7年1月7日

神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（令和6年神奈川県条例第75号）を令和6年10月22日に公布（以下、同条例による改正後の神奈川県生活環境の保全等に関する条例を「条例」という。）し、神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和7年神奈川県規則第2号）を令和7年1月7日に公布（以下、同規則による改正後の神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則を「規則」という。）し、令和7年4月1日（一部は、令和7年1月7日）から施行することとしました。

これらの改正のうち、令和7年1月7日に施行される部分の改正の趣旨及び内容については、次のとおりですので、条例の円滑な施行及び運用を図られますよう通知します。

なお、令和7年4月1日に施行される部分の改正の趣旨、内容及び運用上留意すべき事項については、別途通知します。

1 事故時における物質の追加（規則第92条関係）

令和4年12月に水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第396号）が公布され、同法に基づく事故時の措置の対象となる指定物質に4物質が追加されたことを受け、当該指定物質を規則第92条に定める事故時における物質に追加した。

これらのうち、ペルフルオロオクタン酸及びその塩並びにペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩（以下「PFOS等」という。）については、既に、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）により製造、輸入等が禁止されているが、過去に製造されたPFOS等を含有する泡消火薬剤が今も駐車場等に残存しており、今後、消火活動や施設の故障等に伴い、PFOS等が公共用水域等に流出等する可能性がある。このとき、PFOS等を放出した事業所の設置者は速やかに通報受理機関に通報し、PFOS等のさらなる放出、発生又は拡散を防止するための応急措置を講じることとなるが、火災が発生したときは人命の救助、速やかな消火活動が優先されるべきであることから、放出、発生又は拡散の防止措置は、消火活動に支障を及ぼさない範囲で行うことはもちろんのこと、泡消火薬剤の使用自体を制限するものではないことに留意されたい。

また、規則第92条に定める事故時における物質（大気汚染及び悪臭に係る物質）にふっ素を追加した。

2 環境汚染の原因物質の追加等（規則別表第17関係）

規則別表第17では、第113条の3に規定する「環境汚染」の原因となる物質を「環境汚染原因物質」として規定し、それぞれ基準値を定めている。この基準値は、国の環境基準や

指針値等を参考にしているが、条例を運用する間に、塩化メチル及びアセトアルデヒドについて指針値が設定された。このため、塩化メチル及びアセトアルデヒドについて、環境汚染原因物質に追加するほか、1, 3-ブタジエンについて、測定方法を明確化した。